



山形県公報

平成15年12月9日(火)
第1499号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....( 児童家庭課 )...1367  
 指定居宅サービス事業者の指定.....( 庄内総合支庁福祉課 )... 同  
 土地改良区の定款変更の認可.....( 置賜総合支庁農村計画課 )...1368  
 同.....( 庄内総合支庁農村計画課 )... 同  
 都市計画事業の変更の認可.....( 都市計画課 )... 同

### 公 告

平成16年度採用山形県立高等学校船員選考試験の実施..... 同

## 告 示

### 山形県告示第1124号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.75パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成15年11月14日から適用する。
- 平成15年11月14日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第1125号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成15年12月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地                             | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|-------------------------|-----------------------------------------|---------------|------------|
| 株式会社ロック<br>鶴岡市大宝寺町3番51号 | さくら鶴岡第4ホームヘルパーステーション<br>鶴岡市大字柳田字田中30番地1 | 訪 問 介 護       | 平成15.11.17 |
|                         | さくら鶴岡第4デイサービスセンター<br>鶴岡市大字柳田字田中30番地1    | 通 所 介 護       | 同          |

## 山形県告示第1126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年12月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成15年12月1日

## 山形県告示第1127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年12月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
今野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東田川郡羽黒町大字荒川字谷地堰53
- 3 認可年月日  
平成15年11月27日

## 山形県告示第1128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成15年12月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 旅行者の名称  
最上町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 最上都市計画下水道事業
  - (2) 名称 最上公共下水道
- 3 変更の内容
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業施行期間  
平成6年12月9日から平成22年3月31日まで

---

公 告

---

平成16年度採用山形県立高等学校船員選考試験を次のとおり実施する。

平成15年12月9日

山形県教育委員会  
教育長 木 村 幸

- 1 選考を行う職種・受験資格・採用見込数

| 校種   | 職               | 職務内容              | 受験資格                                                  | 採用見込数 |
|------|-----------------|-------------------|-------------------------------------------------------|-------|
| 高等学校 | 甲（技能労務職員）<br>板員 | ・海事に関する担当業務に従事する。 | ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者<br>・人物優秀で健康である者 | 若干名   |

## 2 出願手続

### (1) 志願書等の用紙の交付

平成15年12月11日（木）から教育庁高校教育課（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。郵送希望者は、返信用として封筒の表に「船員選考試験実施要項請求」と朱書し、郵便番号及びあて先を明記し、140円切手をはった角型2号封筒（33cm×24cm）を同封して簡易書留で申し込むこと。

### (2) 提出書類

#### イ 志願書

#### ロ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

出願時現在勤務している者は、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

#### ハ 採用志願者健康診断票（厳封親展）

医療機関において採用志願者健康診断票の全項目について健康診断を行ったものを、試験当日に持参すること。

#### ニ 封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

郵便番号及びあて先を明記し、80円切手をはること。

### (3) 志願書等の受付期間及び提出先

#### イ 受付期間 平成15年12月15日（月）から同月26日（金）まで

#### ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（ただし、郵送による出願は、簡易書留で、平成15年12月26日（金）まで必着とする。）

#### ハ 提出先 山形県教育庁高校教育課（県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

## 3 選考の方法

### (1) 期 日 平成16年1月6日（火）

場 所 山形県庁601会議室（6階）

### (2) 試験日程及び内容

集合時刻 午前9時30分

| 日 程                      | 試 験 種 目          | 内 容                                       |
|--------------------------|------------------|-------------------------------------------|
| 午前9時45分から<br>午前10時45分まで  | 筆記試験<br>（一般教養試験） | 一般常識（高等学校卒業程度）についての筆記試験。                  |
| 午前11時00分から<br>午前11時50分まで | 筆記試験<br>（作文）     | 文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力についての記述式による筆記試験。 |
| 午後1時から                   | 面接試験             | 口述による個人面接                                 |

## 4 選考試験結果の発表等

### (1) 選考試験の結果は、平成16年2月上旬に本人あてに通知する。

### (2) 採用は、平成16年4月1日以降とする。

### (3) 選考試験の可否についての問い合わせには、一切応じない。

## 5 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁高校

教育課に直接請求する。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。)

| 開示内容  | 開示期間        | 開示場所        |
|-------|-------------|-------------|
| 総合ランク | 合格発表の日から1か月 | 山形県教育庁高校教育課 |

#### 6 給与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給されます。初任給は各人の学歴、その他の経歴によって多少異なりますが、おおむね次のとおりです。(平成16年1月1日現在)

| 試験職種 | 初任給(高等学校卒18歳) |
|------|---------------|
| 甲板員  | 134,400円      |

#### 7 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁高校教育課管理班(TEL 023-630-2863)に問い合わせること。